

令和5年度 学校林を活用した森林環境教育促進事業実施要領

- 1 事業目的 学校林を活用して青少年の「森林環境教育」を促進する。
- 2 事業内容 学校林を活用して、小・中学校の森林環境教育（林業体験活動を含む）を促進するため、都道府県緑化推進委員会が実施対象校を選定し、森林環境教育活動を支援するボランティア団体（事業実施者）等と連携して実施する。
事業実施者に対して活動経費の助成を行い、学校・児童生徒を対象に森林環境教育を行う。
- 3 実施対象校 森林環境教育を新たに実施する意向のある学校を対象として、20校程度を選定する。
- 4 事業実施者 実施対象校と協議の上、関連する民間の非営利団体（学校、PTA、OB会、学校林会、地域の任意団体、NPOやボランティア団体等）から事業実施者を選定する。ただし、行政関係者、個人は対象外とする。
- 5 実施場所・内容
事業実施者は、実施校と十分打ち合わせて実施計画（森林環境教育プログラム）を作成し、当機構の助成決定を経て実施する。
（実施計画は、教室での学習2コマ（2時間）、現地での森林体験活動3コマ（3時間）を参考に作成する。）
- 6 事業助成 事業実施者に対し「緑と水の森ファンド」事業により、森林環境教育の実施に必要な経費（限度額300千円）を助成する。

（1）助成対象経費

区 分	内 容
指導者謝金	外部講師・外部指導者に対する謝金
学習教材費	教材購入費・教材作成費
車両借料	バス借り上げ
交通費	現地調査等
苗木等資材費	苗木代、作業用具代
傷害保険料	実施日の傷害保険料
消耗品費	森林環境教育プログラム作成費、事業実績報告書作成費等

（2）助成申請

事業実施者は、（様式1）助成申請書を作成し、都道府県緑化推進委員会経由で当機構へ提出する。

(3) 助成決定

当機構は、申請書を審査し申請者（事業実施者）に対し、助成決定通知書（参考）を都道府県緑化推進委員会経由で送付する。

(4) 事業実績報告

事業実施者は、事業の完了後（様式2）事業実績報告書を作成し、事業実行にかかる領収書及び資料として、①実施の成果・効果、実施状況、②実施の課題（苦労・困ったことなど）とその対応（工夫・解決策など）、③今後の計画や方向性、④活用した教材、有益だったアイテム類、⑤今後の指導体制（育成会や連携・協働組織など）整備、についてわかる写真や資料を添付の上、都道府県緑化推進委員会経由で当機構へ提出する。

(5) 助成金の交付

助成金の交付は、事業実績報告書を助成申請書の事業計画等に即して審査を行い、適当と認めた経費を確定し指定の口座に送金する。

なお、事業が半ば完了した時点において、助成金が必要な場合は、（様式3）により、概算請求（助成金決定額の1／2以内、学校については4／5以内）をすることができる。

7 事務経費の交付 当機構は、都道府県緑化推進委員会に対し、事務経費30千円を交付する。

8 スケジュール

令和4年9月～10月28日

事業実施者は学校と打ち合わせを行い、実施計画（森林環境教育プログラム）を制作するとともに助成申請書を作成し、都道府県緑化推進委員会を経由し当機構へ提出する。（提出期限：10月28日 締め切り）

令和4年12月中旬

助成決定通知書を都道府県緑化推進委員会経由で事業実施者あて送付する。→事業開始（令和5年4月1日～）

令和5年4月1日～令和6年3月末日

事業実施（完了期限 令和6年3月31日）

事業完了次第 速やかに（様式2）実績報告書を提出

（最終提出期限：令和6年5月31日）